

- 【第5号議案】長期修繕計画改定承認の件
- 【第6号議案】修繕積立金増額改定承認の件
- 【第7号議案】共用部鉄部塗装工事実施および修繕積立金取り崩し承認の件
- 【第8号議案】第6期事業計画案および収支予算案承認の件
- 【第9号議案】第6期管理組合役員選任承認の件

3. その他

①来客用駐車場の利用の件

前回理事会にて、来客用駐車場の利用に関するお知らせ書面を配付後も居住者より「同じ車が何度も来客用駐車場を利用、駐車している」との連絡が寄せられていることを確認し、対策として月の利用回数の上限の設定について検討することとし、本理事会にて検討を行った。

検討した結果、来客用駐車場を利用できる1ヶ月間の上限を24単位(24時間)までとして暫定的に運営していくこととし、各戸へ運営に関するお知らせを配付することとした。また、上限設定後も同様の事態が続く場合は来客用駐車場の利用を有償とすることについても検討することとした。

②楽器の演奏の件

夜間(21時頃)の楽器の演奏に関する連絡が居住者より寄せられており、注意喚起書面の配付について検討を行った。検討した結果、注意喚起書面を各戸へ配付することとし、配付する書面内容の修正を行うこととした。

③共用部施設等に関する問い合わせの件

居住者より以下の点についての申し出があり、内容確認、検討を行った。

- ・ゴミ置場の床面洗浄が実施できないことについて
 - 売主へ見解を求めたところ、ゴミ置場の勾配の測定が行われ、排水口までの勾配は取れており水洗いは可能なため、売主として改修工事等の対応はしかねる旨の回答があったことを確認した。
 - また、ゴミ置場内にゴミが残っている状態では床面洗浄を行い難いため、清掃時にはゴミを出さないなど各戸へ周知が必要となることを確認した。また、清掃業者に依頼する案も検討された。
- ・ゴミ置場へゴミ回収用の容器を設置することについて
 - 管理会社より現地スタッフ(管理員、清掃員)と協議した結果の説明があり、容器を設置した場合、別途容器を洗う作業が必要となり、ゴミ出しに伴う作業が長くなってしまう懸念があるため、現状の方法を取っているとのことであった。
- ・ウエスト棟の床面の苔について
 - 雨樋が設置されていないことで苔が生えてしまっている可能性があるとの意見を確認した。
- ・役員任期を1年間から2年間に変更することについて
 - 第1期理事会にて同様の検討が行われており、第1期理事会での検討結果の確認を行った。第1期理事会では、全戸1度は役員に就任し組合運営に携わり興味を持っていただいたほうが良いとの考えから、全戸1度は役員に就任するまでは1年任期とする方針であることを確認した。
 - 検討した結果、今回で結論を出すことが難しい事項もあることから、次期理事会への引継ぎ事項とし、継続して検討していくこととした。

④南側道路における子供の遊びについて

道路での遊びは危険なうえ、騒音が問題である。向かいのマンションに申入れできないか検討して欲しいとの申し出があった。

以上